

○大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示</p>
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の国土交通大臣が定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の国土交通大臣が定める用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>（略）</p>